

環境保護に関する南極条約議定書の附属書VI



環境保護に関する南極条約議定書の附属書VI

環境上の緊急事態から生ずる責任

前文

締約国は、

南極の環境並びにこれに依存し及び関連する生態系に対する環境上の緊急事態の影響を防止し、最小にし、及び封じ込めることの重要性を認識し、

議定書第三条の規定、特に、南極条約地域における活動については、科学的調査を優先するよう及び科学的調査を実施する地域としての南極地域の価値を保護するように計画し、及び実施することを想起し、

議定書第十五条に規定する環境上の緊急事態に対し迅速かつ効果的な対応措置をとる義務並びに南極の環境又はこれに依存し及び関連する生態系に悪影響を及ぼすおそれのある事件に対応するための緊急時計画を作成する義務を想起し、

議定書の締約国が、南極の環境並びにこれに依存し及び関連する生態系の包括的な保護についての議定書の目的に従い、南極条約地域において実施され、かつ、議定書の適用を受ける活動から生ずる損害についての責任に関する規則及び手続を議定書の一又は二以上の附属書で作成することを約束した議定書第十六条の規定を想起し、

さらに、議定書第十六条の規定に従い責任制度を確立させる上での一歩として環境上の緊急事態の責任の側面に関する附属書を作成することについての第二十四回南極条約協議国会議における決定三（二千一年）に留意し、

南極条約第四条及び議定書第八条の規定を考慮して、  
次のとおり協定した。

#### 第一条 適用範囲

この附属書は、南極条約地域における科学的調査の計画、観光その他政府及び非政府の全ての活動であつて、南極条約第七条5の規定に従い事前の通告を必要とするもの（関連する後方支援活動を含む。）に関する南極条約地域における環境上の緊急事態について適用する。この附属書には、環境上の緊急事態を防止

し、及びこれに対応するための措置及び計画も含む。この附属書は、南極条約地域に入る全ての観光船について適用する。この附属書は、第十三条の規定によって決定されるその他の船舶及び活動に関する南極条約地域における環境上の緊急事態についても適用する。

## 第二条 定義

この附属書の適用上、

(a) 「決定」とは、南極条約協議国会議の手続規則に従って採択された決定であつて、第十九回南極条約協議国会議における決定一（千九百九十五年）に規定するものをいう。

(b) 「環境上の緊急事態」とは、この附属書の効力発生の後に発生した偶然の事故であつて、南極の環境に対して重大かつ有害な影響を及ぼし、又は及ぼす急迫したおそれがあるものをいう。

(c) 「主宰者」とは、南極条約地域において実施される活動を組織する自然人又は法人（政府であるか非政府であるかを問わない。）をいう。主宰者には、南極条約地域において実施される活動を組織する自然人又は法人（政府であるか非政府であるかを問わない。）の被雇用者、委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者及び代理人である自然人並びに南極条約地域において実施される活動を組織

する自然人又は法人（政府であるか非政府であるかを問わない。）のために役務を行う自然人を含まない。また、国の機関である主宰者に代わって活動する委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者である法人を含まない。

(d) 「締約国の主宰者」とは、南極条約地域において実施される活動であって次のいずれかに該当するものを当該締約国の領域内で組織する主宰者をいう。

(i) 南極条約地域について当該締約国による許可の対象となる活動

(ii) 南極条約地域における活動について法令上の許可制をとっていない締約国である場合には、当該締約国による同等の規制上の手続の対象となる活動

「自国の主宰者」、「主宰者の締約国」及び「当該主宰者の締約国」は、この定義に従って解釈する。

(e) 「合理的」とは、防止措置及び対応措置についていうときは、適当な、実行可能な、かつ、均衡がとれた措置であって、次の要素を含む利用可能な客観的基準及び情報に基づくものをいう。

(i) 南極の環境に対する危険及び南極の環境が自然に回復する速度

(ii) 人命及び人の安全に対する危険

(iii) 技術的及び経済的な実行可能性

(f) 「対応措置」とは、環境上の緊急事態が発生した後にとられる合理的な措置であつて、当該環境上の緊急事態の影響を回避し、最小にし、又は封じ込めるものをいう。このため、対応措置には、適当な場合には浄化を含めることができ、また、緊急事態及びその影響の範囲を決定することを含む。

(g) 「締約国」とは、議定書第九条の規定に従つてこの附属書の効力が生ずることとなつた国をいう。

### 第三条 防止措置

1 各締約国は、自国の主宰者に対し、環境上の緊急事態の危険及びこれが及ぼすおそれのある悪影響を削減するための合理的な防止措置をとることを義務付ける。

2 防止措置には、次のものを含めることができる。

- (a) 施設及び輸送手段の設計及び建設に組み込まれる特別な構造又は設備
- (b) 施設及び輸送手段の運用又は維持に組み込まれる特別な手続
- (c) 要員の特別な訓練

### 第四条 緊急時計画

1 各締約国は、自国の主宰者に対し、次のことを義務付ける。

(a) 南極の環境又はこれに依存し及び関連する生態系に悪影響を及ぼすおそれのある事件に対応するための緊急時計画を作成すること。

(b) (a)に規定する緊急時計画の作成及び実施について協力すること。

2 緊急時計画には、適当と認めるときは、次の要素を含める。

(a) 事件の性質についての評価を実施する手続

(b) 通報の手続

(c) 資源の特定及び動員

(d) 対応に関する計画

(e) 研修

(f) 記録の保存

(g) 動員解除

3 各締約国は、環境上の緊急事態につき速やかに通報を行うため及び協力して対応するための手続を定

め、及び実施する。また、各締約国は、通報の手續及び協力して対応するための手續について、環境上の緊急事態を引き起こした自国の主宰者による利用を促進する。

#### 第五条 対応措置

1 各締約国は、自国の主宰者に対し、当該主宰者の活動から生ずる環境上の緊急事態に対し迅速かつ効果的な対応措置をとることを義務付ける。

2 主宰者が迅速かつ効果的な対応措置をとらない場合には、当該主宰者の締約国及び他の締約国は、対応措置（自らに代わって対応措置をとる権限を特別に与えられた代理人及び主宰者を通じたものを含む。）をとることが奨励される。

3 (a) 2の規定に従い環境上の緊急事態に対し対応措置をとることを希望する他の締約国は、主宰者の締約国が自ら対応措置をとることを目的として、当該主宰者の締約国及び南極条約の事務局に対し、事前に自国の意図を通告する。ただし、南極の環境に対する重大かつ有害な影響の脅威が差し迫っており、かつ、あらゆる状況において速やかに対応措置をとることが合理的である場合は、この限りでない。この場合には、当該他の締約国は、主宰者の締約国及び南極条約の事務局に対し、できる限り速やかに通報

する。

(b) (a)に規定する他の締約国は、南極の環境に対する重大かつ有害な影響の脅威が差し迫っており、かつ、あらゆる状況において速やかに対応措置をとることが合理的である場合、主宰者の締約国が合理的な期間内に南極条約の事務局に対して自ら対応措置をとることを通告しなかった場合又は主宰者の締約国が自ら対応措置をとることを通告した後合理的な期間内に当該対応措置をとらなかった場合を除くほか、2の規定に従い環境上の緊急事態に対し対応措置をとってはならない。

(c) 主宰者の締約国は、自ら対応措置をとるが他の締約国の支援を受ける意思を有する場合には、対応措置を調整する。

4 いずれの締約国が主宰者の締約国であるか明白でない又は主宰者の締約国が二以上存在することが認められる場合には、対応措置をとる締約国は、適当な場合には協議をするために最善の努力を払い、及び実行可能な場合には南極条約の事務局に対し状況を通報する。

5 対応措置をとる締約国は、自国の対応措置について、他の全ての締約国（対応措置をとり、環境上の緊急事態の付近において活動を実施し、又は環境上の緊急事態によって影響を受ける締約国に限る。）と協

議し、及び調整するものとし、また、実行可能な場合には、南極条約協議国会議の常任オブザーバーの代表団、他の機関又は他の関連する専門家によって提供された全ての関連する専門的な指針を考慮に入れる。

## 第六条 責任

1 主宰者は、自己の活動から生ずる環境上の緊急事態に対し迅速かつ効果的な対応措置をとらない場合には、前条2の規定に従って締約国がとる対応措置の費用を当該締約国に対し、支払う責任を負う。

2 (a) 国の機関である主宰者は、自ら迅速かつ効果的な対応措置をとるべきであったがとらなかった場合において、いずれの締約国も対応措置をとらなかったときは、第十二条に規定する基金に対し、とられるべきであった対応措置の費用を支払う責任を負う。

(b) 国の機関でない主宰者は、自ら迅速かつ効果的な対応措置をとるべきであったがとらなかった場合において、いずれの締約国も対応措置をとらなかったときは、とられるべきであった対応措置の費用を可能な限り反映した金額を支払う責任を負う。当該金額は、第十二条に規定する基金に直接支払われ、又は当該主宰者の締約国若しくは次条3に規定する制度を実施する締約国に支払われる。当該金額を受領

した締約国は、第十二条に規定する基金に対し、当該主宰者から受領した金額と少なくとも同額の拠出を行うため最善の努力を払う。

3 責任は、無過失責任である。

4 環境上の緊急事態が二以上の主宰者の活動から生ずる場合には、これらの主宰者は、連帯して責任を負う。ただし、当該環境上の緊急事態の一部のみが自己の活動から生じたことと立証する主宰者は、当該一部についてのみ責任を負う。

5 締約国が自国の軍艦、自国の軍の支援船又は自国が所有し、若しくは運航する他の船舶若しくは航空機であつて、政府の非商業的役務にのみ使用しているものによつて生ずる環境上の緊急事態に対し迅速かつ効果的な対応措置をとらないことについてこの条の規定に従い責任を負う場合においても、この附属書のいかなる規定も、これらの軍艦、軍の支援船又は他の船舶若しくは航空機の国際法に基づく主権免除に影響を及ぼすことを意図するものではない。

#### 第七条 訴えの提起

1 第五条2の規定に従つて対応措置をとつた締約国のみが、国の機関でない主宰者に対し、前条1の規定

に基づく責任についての訴えを提起することができる。当該訴えは、当該主宰者が設立されており、又は当該主宰者の主たる営業所若しくは常居所が存在する一の締約国の裁判所にのみ提起することができる。ただし、当該主宰者がいずれの締約国においても設立されていない場合又はいずれの締約国にもその主たる営業所若しくは常居所が存在しない場合には、当該訴えは、第二条(d)の規定の意味における主宰者の締約国の裁判所に提起することができる。補償についての当該訴えは、対応措置の開始の時又は当該訴えを提起する締約国が主宰者を特定する事項を知った若しくは合理的に知っているべきであった日のいずれか遅い時から三年以内に提起する。いかなる場合にも、国の機関でない主宰者に対する訴えは、対応措置の開始の時から十五年を経過した後は開始してはならない。

- 2 各締約国は、自国の裁判所が1の規定に基づく訴えについての必要な管轄権を有することを確保する。
- 3 各締約国は、第二条(d)の規定の意味における自国の主宰者であつて国の機関でないもの及び可能な場合には、当該締約国において設立されており、又は当該締約国にその主たる営業所若しくは常居所が存在する主宰者であつて国の機関でないものについて、自国の国内法令に従つて、前条2(b)の規定を実施するための制度が存在することを確保する。各締約国は、議定書第十三条3の規定に従い、他の全ての締約国に

対し、当該制度について通報する。この3の規定に従って国の機関でない主宰者に対して前条2(b)の規定を実施することができ、締約国が複数ある場合には、これらの締約国は、いずれの締約国が実施措置をとるべきかについて、これらの締約国間で協議すべきである。この3に規定する制度は、当該制度を適用しようとする締約国が環境上の緊急事態を知った日から十五年を経過した後は適用してはならない。

4 前条1の規定に基づく国の機関である主宰者としての締約国の責任は、締約国間で定める調査手続、議定書第十八条から第二十条までの規定及び該当する場合には仲裁に関する議定書の付録の規定のみに従って決定される。

5 (a) 前条2(a)の規定に基づく国の機関である主宰者としての締約国の責任は、南極条約協議国会議によつてのみ決定される。問題が解決されない場合には、締約国間で定める調査手続、議定書第十八条から第二十条までの規定及び該当する場合には仲裁に関する議定書の付録の規定のみに従って決定される。

(b) とられるべきであったがとられなかった対応措置の費用であつて国の機関である主宰者が第十二条に規定する基金に支払うものは、決定により承認する。南極条約協議国会議は、適当な場合には、環境保護委員会に助言を求めべきである。

6 議定書第十九条4及び5並びに第二十条1の規定並びに該当する場合には仲裁に関する議定書の付録の規定は、この附属書において、環境上の緊急事態に対しとられた対応措置についての補償又は基金への支払に係る国の機関である主宰者としての締約国の責任についてのみ適用する。

#### 第八条 免責

1 主宰者は、環境上の緊急事態が次の事項によって生じたことを証明する場合には、第六条の規定に基づく責任を負わない。

- (a) 人命又は人の安全を保護するために必要な作為又は不作為
- (b) 南極の環境下においても例外的な性質を有する自然災害に該当する事象であって、一般的に又は特定の状況において合理的に予見することができなかったもの。ただし、環境上の緊急事態及びこれが及ぼすおそれのある悪影響の危険を減少させるための全ての合理的な防止措置がとられたことを条件とする。
- (c) テロリズムの行為
- (d) 当該主宰者の活動に対する交戦行為

2 締約国又は当該締約国に代わって対応措置をとる権限を当該締約国により特別に与えられた代理人若しくは主宰者は、当該締約国が第五条2の規定に従ってとる対応措置があらゆる状況において合理的である限りにおいて、当該対応措置から生ずる環境上の緊急事態に対し責任を負わない。

#### 第九条 責任の限度額

1 各主宰者が環境上の緊急事態について第六条1又は2の規定に従い責任を負う最高限度額は、次のとおりとする。

(a) 船舶が関係する事故から生ずる環境上の緊急事態については、

(i) 二千トン以下のトン数の船舶については、百万SDR

(ii) 二千トンを超えるトン数の船舶については、二千トンを超える部分を次のとおり区分し、それぞれ

の区分に応じて計算したSDRを当該船舶のトン数に達するまで順次加算して得たSDRと(i)のSD

Rとを合算したSDR

二千一トンから三万トンまでの部分 トン当たり四百SDR

三万一トンから七万トンまでの部分 トン当たり三百SDR

七万トンを超える部分 トン当たり二百SDR

(b) 船舶が関係しない事故から生ずる環境上の緊急事態については、三百万SDR

2 (a) 1 (a)の規定にかかわらず、この附属書は、次の事項に影響を及ぼすものではない。

(i) 適用可能な国際的な責任の制限に関する条約に基づく責任又は責任を制限する権利

(ii) (i)に規定する条約に基づいて付される留保の適用であつて、特定の請求に対して当該条約に基づく限度額の適用を排除するためのもの

ただし、適用される限度額は、少なくとも次と同等の水準であることを条件とする。

二千トン以下のトン数の船舶については、百万SDR

二千トンを超えるトン数の船舶については、二千トンを超える部分を次のとおり区分し、それぞれの区分に応じて計算したSDRを当該船舶のトン数に達するまで順次加算したSDR

二千一トンから三万トンまでの部分 トン当たり四百SDR

三万一トンから七万トンまでの部分 トン当たり三百SDR

七万トンを超える部分 トン当たり二百SDR

(b) (a)の規定は、1(a)に定める限度額であつて国の機関である主宰者としての締約国に適用されるもの、(a)(i)に規定するいかなる条約の締約国でもない締約国の権利及び義務又は第七条1及び2の規定の適用に影響を及ぼすものではない。

3 責任は、環境上の緊急事態が主宰者の作為又は不作為（当該緊急事態をもたらす意図をもって又は無謀に、かつ、当該緊急事態が生ずるおそれがあることを認識して行つたものに限る。）によつて生じたことが証明された場合においては、制限されない。

4 南極条約協議国会議は、1(a)及び(b)に定める限度額について、三年ごとに又はいずれかの締約国の要請により三年ごとよりも早い時に検討する。当該限度額のいかなる変更も、締約国間の協議の後に、かつ、助言（科学上及び技術上の助言を含む。）に基づいて、決定され、第十三条2に定める手続によつて行われる。

5 この条の規定の適用上、

(a) 「船舶」とは、海洋環境において運航する全ての型式の船舶類をいい、水中翼船、エアクッション船、潜水船、浮遊機器及び固定され、又は浮いているプラットフォームを含む。

(b) 「SDR」とは、国際通貨基金が定める特別引出権をいう。

(c) 船舶のトン数とは、千九百六十九年の船舶のトン数の測度に関する国際条約附属書Iに定めるトン数の測度に関する規則に従って計算される総トン数をいう。

#### 第十条 国の責任

締約国は、この附属書の規定の遵守を確保するためその権限の範囲内で適当な措置（法令の制定、行政措置及び執行措置を含む。）をとった限りにおいて、主宰者（当該締約国の国の機関である主宰者を除く。）が対応措置をとらなかつたことについて、責任を負わない。

#### 第十一条 保険その他の金銭上の保証

1 各締約国は、第九条1及び2に定める適用される限度額までの第六条1の規定に基づく責任を担保するため、自国の主宰者が適切な保険その他の金銭上の保証（銀行その他これに類する金融機関の保証等）を維持することを義務付ける。

2 各締約国は、第九条1及び2に定める適用される限度額までの第六条2の規定に基づく責任を担保するため、自国の主宰者が適切な保険その他の金銭上の保証（銀行その他これに類する金融機関の保証等）を

維持することを義務付けることができる。

- 3 1及び2の規定にかかわらず、締約国は、自国の国の機関である主宰者（科学的調査を促進する活動を実施する主宰者を含む。）については、自家保険を維持することができる。

## 第十二条 基金

- 1 南極条約の事務局は、決定（締約国が採択する付託事項を含む。）に従い、特に、一又は二以上の締約国が第五条2の規定に従い対応措置をとるに当たって要する合理的かつ正当な費用の償還に充てるため、基金を維持し、及び管理する。

- 2 一又は二以上の締約国は、南極条約協議国会議に対し、基金から支払われる償還のための提議を行うことができる。当該提議は、南極条約協議国会議によって承認することができる。この場合には、決定により承認するものとする。南極条約協議国会議は、適当な場合には、当該提議について、環境保護委員会の助言を求めることができる。

- 3 南極条約協議国会議は、2の規定の下において、次のような特別な状況又は基準について、十分に考慮する。

責任を負う主宰者が、償還を求める締約国の主宰者であったこと。

責任を負う主宰者を特定する事項が不明であること又はこの附属書の規定が当該主宰者について適用されないこと。

関連する保険会社又は金融機関の予見されなかった破綻

第八条に定める免責の適用

4 いずれの国及び者も、基金に対して任意の拠出を行うことができる。

第十三条 改正又は修正

1 この附属書は、南極条約第九条1の規定に従い南極条約協議国会議においてとられる措置により、改正し、又は修正することができる。

2 第九条4の規定に従い南極条約協議国会議においてとられる措置の場合及び他の場合には、当該措置に別段の定めがない限り、改正又は修正は、当該措置がとられる南極条約協議国会議の終了の後一年で南極条約協議国により承認されたものとし、効力を生ずる。ただし、その期間内に、一又は二以上の南極条約協議国が寄託政府に対し当該期間の延長を希望する旨又は当該措置を承認することができない旨の通告を

行う場合は、この限りでない。

3 1又は2の規定に従って効力を生じたこの附属書の改正又は修正は、その後、南極条約協議国以外の締約国については、当該締約国がこれを承認した旨の通告を寄託政府が受領した時に、当該締約国について、効力を生ずる。